

【新設】(債券現先取引等に係る負債の帳簿価額及び資産の帳簿価額)

66の5の2-11 措置法令第39条の13の2第11項の規定により、同条第9項に規定する「負債の帳簿価額」及び同条第10項に規定する「資産の帳簿価額」は、その会計帳簿に記載されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの金額に関係させないことに留意する。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「債券現先取引等に係る負債の帳簿価額及び資産の帳簿価額」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-16）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度における対象外支払利子等の額（措法66の5の2②三）の計算上、特定債券現先取引等（措法66の5⑤八）に係る負債の平均負債残高又は対応債券現先取引等に係る資産の平均資産残高は、その事業年度のその負債又はその資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額によることとされており（措令39の13の2⑨⑩）、その負債又はその資産の帳簿価額は、法人が会計帳簿に記載した負債又は資産の金額によることとされている（措令39の13の2⑪）。

このため、たとえその負債又はその資産につき税務計算上の否認金があったとしても、その否認金の額は、その負債又はその資産の帳簿価額の金額に関係させないことになるのであり、本通達においては、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の89の2-11）を定めている。